

項目 7 : 市の役割

<事務局条文案>

市は、第 3 条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。

3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進できるよう、必要な支援を行うものとする。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（市の役割）第4条

市は、前条に規定する地域におけるまちづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民の自主性を尊重しつつ、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

②松山市地域におけるまちづくり条例（市の役割）第4条

市は、前条に規定する地域におけるまちづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民の自主性を尊重しつつ、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例（本市等の責務）第4条

本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。
- 3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。
- 4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

④豊中市地域自治推進条例（市の責務）第6条

市は、地域コミュニティを活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

⑤越前市地域自治振興条例（市の役割）第3条

市は、第1条の目的を達成するため、市が本来果たすべき役割を重点的に担い、地区の市民等にかかわる身近な課題解決のための活動はできる限り自治振興会にゆだねることを基本として、自治振興会との間で適切に役割を分担するとともに、自治振興会に関する施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

- 2 市は、自治振興会と、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築しながら、地域自治を推進するものとする。
- 3 市は、地域自治の振興に関する施策の実施について、必要な財政上の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市の責務）第4条

市は、前条に定める基本理念に基づき、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施する。

- 2 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進を推進するに当たり、情報の共有を図り、様々な機会を創出するよう努める。
- 3 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進の重要性が市民等に浸透するよう、市民等及び職員に対し、啓発、研修等を実施する。